

平成29年 9月28日

お取引業者 各位

国立大学法人筑波大学

契約担当役

財務担当副学長 石野 利和

### 筑波大学との取引における確認書の提出について（依頼）

標記のことにつきましては、昨今の報道等によりご承知のとおり、大学等研究機関における研究費の不正使用事案が後を絶たないことを受け、平成26年2月18日付け文部科学大臣決定として「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が改正され、取引業者に対して不正な取引に関与しない旨を定めた誓約書等の提出を求めることがされました。

つきましては、本学においても、下記のとおり別紙「確認書」の提出をお願いすることになりましたので、ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、本学は当該確認書の提出があった業者を対象として取引を行う方針であることを申し添え致します。

記

#### 【ご提出方法】

郵送、持参又は電子メール（PDF添付）により提出願います。

#### 【お問合せ先及び提出先】

〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1

国立大学法人筑波大学財務部契約課

担当：野口

電話：029-853-2167

E-mail：[zai.keiyakuka@un.tsukuba.ac.jp](mailto:zai.keiyakuka@un.tsukuba.ac.jp)

## 確 認 書

当社（当法人）は、国立大学法人筑波大学（以下「筑波大学」という。）との取引に当たり、下記の事項を確認し、遵守します。

### 記

1. 筑波大学財務規則、筑波大学財務規則施行規程及び筑波大学契約事務取扱細則を遵守するとともに、不正に関与しないこと。
2. 筑波大学構成員（教職員、その他関連する者）から不正な行為の依頼等があった場合には、筑波大学における教育研究費の不正使用等に係る調査に関する要項に定めるコンプライアンス通報窓口に連絡すること。
3. 不正が認められた場合は、筑波大学が発注する契約に係る取引停止の取扱要項に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
4. 筑波大学が実施する内部監査、その他調査等において、取引帳簿等の閲覧・提出の要請に協力すること。

平成 年 月 日

国立大学法人筑波大学  
契約担当役 殿

(住 所)

(社 名)

(代表者役職・氏名)

印

問い合わせ先電話番号 : ( ) —————

連絡用担当者等メールアドレス—————

## 確認書提出における注意事項

筑波大学（以下「本学」という。）が執行する経費は、社会規範、法令、学内規則その他の執行ルールを遵守し、公正かつ効率的に使用することとしております。

確認書の提出においては、下記の注意事項を熟読いただき、同意の上、提出願います。

### 記

#### 1. 法令等の遵守

- 1) 取引にあたり、贈賄・談合及び本学職員との癒着などが生じることがないようにして下さい。
- 2) 取引にあたり、調達の仕様を十分ご理解の上、納品等を行って下さい。なお、納品等の際、本学職員の検査を必ず受け、不合格であった場合には、速やかに交換等をして下さい。
- 3) 次の行為は、不正経理としますのでご注意下さい。
  - ・預り金（本学教職員等からの預け金の依頼の承諾）
  - ・取引事実と異なる書類の提出
- 4) 発注は、原則として本学契約担当部署の事務職員が行うこととなっています。ただし、1品50万未満で1契約の合計が100万円未満の調達については、教職員による発注を認めています。  
なお、1件の調達として取引できるものを意図的に分割して発注することは認めてませんので、ご留意願います。

#### 2. 取引先選定の公平性

本学では、透明性及び公平性を確保し、調達の競争性を高めるため、特定の取引業者様が有利になるような仕様書の作成は行いませんので、ご承知おき下さい。

#### 3. パートナーシップ

本学教職員から調達に際して不適切な要請があった場合には、当該要請には絶対応じないようにして下さい。また、そのような場合には、本学のコンプライアンス通報窓口にご連絡下さい。

○本学のコンプライアンス通報窓口は下記のとおり。

- ・筑波大学総務部総務課内 TEL : 029-853-2033 Fax:029-853-6019  
メールアドレス : [compliance@un.tsukuba.ac.jp](mailto:compliance@un.tsukuba.ac.jp)
- ・つくば中央法律事務所 TEL : 029-896-3530 FAX : 029-896-3531

注) 記載内容に変更が生じた場合は、その都度再提出するものとする。